

UP 選書

日本の税金

佐藤 進

東京大学出版会

著者略歴

1926年 東京に生まれる
1947年 東京大学経済学部卒業
1959年 武蔵大学経済学部教授
現 在 東京大学経済学部教授

主要著書

現代財政政策論（時潮社，1964年）
近代税制の成立過程（東京大学出版会，1965年）
日本財政の構造と特徴（東洋経済新報社，1966年）
現代税制論（日本評論社，1970年）
付加価値税論（税務経理協会，1973年）
地方財政・税制論（税務経理協会，1974年）
財政学（税務経理協会，1976年）
要説・日本の財政（東洋経済新報社，1979年）

日本の税金

1979年12月18日 初版

検 印
席 止

©著者 さとう 藤 進
発行者 江 村 稔

発行所 財団法人 東京大学出版会

113 東京都文京区本郷 東大構内 電話 (811)8814 振替東京6-59964

大日本法令印刷・新栄社製本

1333-02016-5149

はしがき

わが国の現在の税金の制度をつくり上げるのに大きな役割を果たしたシャウプ勧告（昭和二四年九月）から、ちょうど三〇年が経過した。シャウプ勧告当時、著者は大学の助手であって、財政学の専門的研究の道に入ったばかりであったが、シャウプ勧告を手にして、これに書き入れなどしながら克明に読んだのが、つい昨日のように思い出される。

シャウプ勧告後三〇年、わが国の税制のうえにはいろいろな変化があつたが、この数年国債の巨額の累積にあらわされる財政赤字の現状にかんがみ、現行の税制を根本的に見直さなければならぬという声が強くなっている。数兆円の規模での増税が不可避であり、国民の租税負担率も数パーセントの規模で引上げなければ、昭和五〇年代末までの財政再建は不可能とされている。たとえば、五四年八月一〇日閣議決定を見た「新経済社会七ヵ年計画」は、昭和五三年度の租税負担率（対国民所得比）一九・九％が、六〇年度には二六・五％程度に引上げられることを見込み、そのため「一般消費税（仮称）を昭和五五年度中に実現できるよう、諸般の準備を進める」としている。

もっとも実際の推移の見込は、なお流動的であり、五四年一〇月七日の総選挙にあたり党内外の反対にこたえ、大平首相は一般消費税の五五年度中の導入を断念、その後、総選挙の思わざる結果から、政府与党の内部抗争がすすみ、財政再建問題等を棚上げにした形での政治混乱がつづいている。この間、

増税よりも行政整理と歳出節約をという世論が形成されつつある一方、予想外の税の自然増収見込みから、大規模増税不必要という声もでてゐる。しかし財政再建のための増税案の検討は長い目でみて不可避であろう。

増税案の検討を不可避とする場合には、その内容が問題となり、これを所得税等個人に対する増税とするか、法人税等企業に対する増税とするか、あるいは企業を納税義務者とし、個人と家計を担税者とする一般消費税ないし類似の税の導入を中心に増収をはかるかが、大きな問題となる。その前に当然のこととして、わが国の税金の制度を全体として見直し、とらるべき税制改革の道を探ることが必要となる。

本書は右のような問題に対して著者なりの見解を示そうとしたものであるが、重点はわが国の税金の制度の全体としての批判的見直しにおかれている。わが国の税金を大きくわけて、個人と家計の税金、会社と企業の税金というふうに把えた場合、それぞれがどのような仕組みをもち、またどのような構造上の問題点をもっているか、また導入の是非が争われている一般消費税とはどのような税で、またどのような問題をもっているかを、それぞれ私見を交えながら分析したのが本書である。

著者はわが国の税金・税制の問題について、いままで多数の論文や時論を書いてきたが、本書の執筆にあたり、これらを総括することを意図した。同時に、日本の税制に関する先学の見解および比較的新しい研究を参照しつつ、これらをできるだけ吸収することに努めた。また、一般の人々にも読んでもらえないかという期待から、通常の財政学研究の視野からの多少の脱線を敢てしたところもある。そうし

たすべてを含めて、自分なりの「日本租税論」を展開したのが本書である。

本書がわが国の税制、われわれの税金のあり方について関心と疑問をもつ人々に読まれ、また「日本租税論」をこれから学ぼうとする人々の学習の一助となることがあれば、望外の幸せである。

なお、本書が成るにあたっては、東京大学出版会の大瀬令子さんに一方ならぬ御世話になったので御礼申上げたい。

昭和五四年一月初旬

佐藤 進

目次

はしがき

はじめに 三

第一章 日本の税金のなりたち

一 日本人の税金観 七

二 日本の税金の歴史 一四

三 戦後日本の税金 二〇

1 昭和二〇年代の税金 三／2 昭和三〇年代の税金 三／3 昭和四〇年代の税金 三／4 昭和五〇年代の税金 三

四 戦後日本の税制の特徴 三三

1 税体系の仕組みとゆがみ 三／2 租税政策の運営——圧力団体と税

金 三／3 租税政策の効果と役割 四

第二章 個人と家計の税金

一 所得税の仕組みと問題点……………七

- 1 所得税法における所得概念 一〇／2 累進税率と所得税負担の実態 三
- ／3 所得税減税政策の評価 五／4 不公平税制の問題 六／5 所得税改革の方向 七〇

二 所得税との関係でみた住民税……………七四

- 1 所得税と住民税 七五／2 住民税改革論の検討 七六

三 資産課税の問題……………八三

- 1 日本の相続税の性格 八三／2 相続税・贈与税強化の必要 八六／3 富裕税・固定資産税の位置づけ 八九

第三章 会社と企業の税金

一 法人税の仕組みと問題点……………九五

- 1 わが国の法人税の沿革 九五／2 法人税と所得税の関係 一〇〇／3 法人独立課税論の論拠 一〇五

二 法人企業の税負担……………一二

- 1 法人の実質税負担をめぐって 一二／2 租税特別措置・大企業優遇税

制の問題 二六

三 法人税改革の提案 一三三

1 法人税改革の基本的視点 二三／2 法人課税強化の具体的方策 二三／

3 法人の社会的責任 二三

第四章 一般消費税の導入問題

一 一般消費税導入問題の経緯 一四二

1 問題の前史 一四／2 EC型付加価値税と「長期税制答申」 一四／3

「中期税制答申」とその論理 一五

二 一般消費税の「試案」と「大綱」 一五五

1 仕入控除型一般消費税の矛盾 一五／2 小規模零細事業の取扱い 一五

／3 食料品等非課税の効果 一五／4 一般消費税の国・地方配分問題

一六

三 日本の間接税体系の将来 一七三

1 わが国の間接税制の構造 一七／2 曲り角のたばこ専売制度 一八／3

自動車関係目的税の評価 一八

終章 財政再建と税金の行方

一 財政再建とその方途……………一九五

1 財政再建における政府の責任 一九五／2 財政収支試算の問題点 一九六／

3 財政収支試算より財政計画へ 二〇一

二 チープ・ガバメントか増税か……………二〇六

1 わが国のチープ・ガバメント論議 二〇六／2 現代官僚制と経費膨脹

三三／3 増税と税制改革 二〇四

日本の税金

はじめに

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とは日本国憲法第三〇条に定めるところであり、日本人は誰でも、生れてから死ぬまで税金から逃れることができない。日本人は税金をどのように考えているか、日本の税金にはどのような生い立ちと、現状の問題点があるか、これを国民である個人および法人の負担する主要なわが国の税金の制度に即して考えてみたい。

現在の時点で日本の税金問題を取り上げることの意義は、さまざまでありうる。現在わが国では、国の歳入の三割余を国債に依存するという異常な財政危機の最中にあり、ここからの脱出の途はなお開かれるにいたっていない。国債は返済を約束した国の債務であり、国債は先取りされた租税であるといわれるように、国債増発はいずれは増税となって帰ってこざるをえない。その場合、問題となるのは増税の内容である。

大蔵省や政府が財政難打開の唯一の方途として打ち出してきたのが、ヨーロッパ共同体（ＥＣ）諸国に範をとった一般消費税の導入であるが、この種の税が果して近い将来わが国に定着することができであろうか。私はいろいろな意味で大きな疑問を感じる。「あらゆる旧税は良税で、あらゆる新税は悪

税」というカナル (N. F. Canard, 1755~1833) の言葉があるように、新税しかも大型新税である一般消費税には、納税者である国民の反対が強いが、これには十分な根拠があるように思われる。

新税の導入が不可ないし不可能ということであれば、既存の税制の改革を行いつつ、ここから増収をはかることによって、財政収支バランスを回復しなければならない。増税とともに歳出の節約ないしチップ・ガバメント (安上りの政府) への志向も必要となる。いずれにしても増税ということになれば、既存の税制のうち主要な税である所得税、法人税の仕組みを活用することによって、これをはからなければならない。

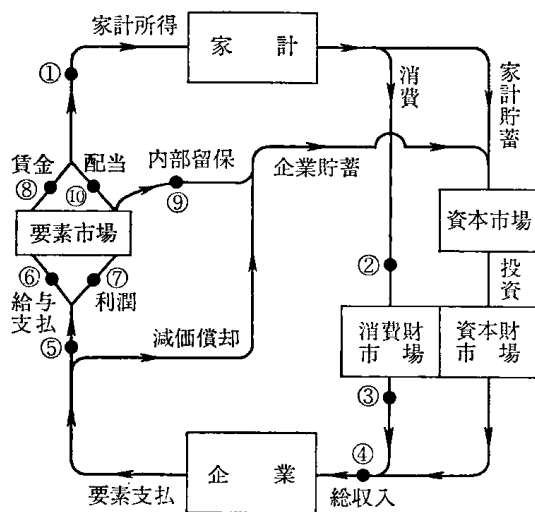
所得税と法人税とは、これをやや異った次元での租税の区分である個人 (家計) の税金、会社 (企業) の税金という形でとらえなおすことができる¹⁾。もちろん、所得税は事業所得に対しても課税されるので、これを企業と区別された個人の税金という概念で置き換えることには問題がある。また、会社法人も営利事業に限られず、公共法人・公益法人があり、法人の税金という場合には、法人の通常の形態である株式会社に対するものに限られない。とくにわが国の場合は、家計と企業の未分化な中小企業が多く、これらの中小企業の課税上の取扱いが、特別な問題を形成している。

本書では、以上のような問題を自覚したうえで、日本の税金を、個人と家計の税金、会社と企業の税金とにわけ、前者で現行所得税および住民税、そして相続税・贈与税の問題を主として取り上げ、後者で現行法人税を中心に法人住民税、法人事業税等も取り上げることにする。これによって、わが国の基本税制である直接税制度が、国税・地方税の両面で、現状と問題点を明らかにされることとなる。わ

が国現行の間接税制度の問題点は、一般消費税導入問題を取り上げるところで論ずることとしたい。したがって、本書は所得税を中心とした個人と家計の税金（第二章）、法人税を中心とした会社と企業の税金（第三章）、そして個別財貨・サービスに対する税金に加えて新たに導入が企てられている一般消費税——この税の納税者は企業であるが、担税者は主として個人および家計とみてよい——の問題の解明（第四章）を主たる課題としている。

この本論をとり囲む形で、日本の税金のなりたちないし現行税制の由来に関する考察（第一章）、そして日本の税金の今後あるいは税制改革の展望にかかる考察（終章）を配置した。日本の税金はどこから来、今後どこにゆくのか。本書からなんらかの示唆がえられれば幸いである。

(1) 課税の衝撃点（インパクト・ポイント）を、家計と企業の所得循環過程と対応させて明らかにしたのが第1図である。マズグレイヴのあげる衝撃点は全部で一〇あるが、これ



第1図 所得・支出循環と課税の衝撃点（インパクト・ポイント）

R. A. Musgrave/P. B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, 2nd ed., 1976, p. 225.

に対応する租税は次のようなものである。①個人所得税、②総合消費税、③小売売上税、④粗売上税、⑤所得型付加価値税、⑥社会保険料雇主負担分、⑦法人税、⑧社会保険料・給与所得税、⑨内部留保法人税、⑩個人配当課税。これを個人課税と企業課税とにわければ、①②③⑧⑩が前者、④⑤⑥⑦⑨が後者となる。もつとも②⑤等はわが国にもアメリカにも存在しない。また、個人課税であるか企業課税であるか明確でないもの（③④等）もある。資産課税（相続税・贈与税・財産税等）がここから脱落していることはいうまでもない。

第一章 日本の税金のなりたち

一 日本人の税金観

昭和五三年一〇月に朝日新聞社が行った全国世論調査(1)によれば、国民のうち税金を重いと思うものが五〇%、やむをえない程度と思うものが四〇%であり、重くないとする者はほとんどいない。また、現行の税制を公平と思うかという設問に対し、「公平と思わない」という答えが全体の六七%(男性の七〇%)を占めているという。不公平の的とされているのが、医師(二五%が指摘)、大企業や経営者(二三%が指摘)、自由業・自営業者(一二%)に対する課税のあり方である。税金の使われ方については、不満を表明したのが四五%、不満なしとしたのは二七%にとどまる。減税か公共投資かの選択については、四四%対三七%の比で減税が支持されている。当面の最大の問題である一般消費税の導入については、「国の借金財政をたてなおすため」必要としたのが四%にすぎず、否定的意見が圧倒的であり、その理由には「物価にはねかえり生活にひびく」が四四%、「不公平をなくすことが先決」が二〇%とされている。